



# 長野県報

4月17日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2565号

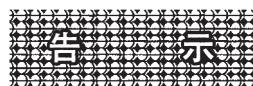
## 目 次

### 告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件の変更（2件）（森林づくり推進課）	6
公共測量の終了（4件）（建設政策課）	6
広域連合の規約の変更の許可（3件）（市町村課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許課）	8
政治資金規正法に基づく政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体（選挙管理委員会）	8
地方自治法に基づく包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間（監査委員事務局）	9

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	9
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	9
調理師試験の実施（食品・生活衛生課）	9
製菓衛生師試験の実施（食品・生活衛生課）	10
毒物劇物取扱者試験の実施（薬事管理課）	10
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	11
建設業法に基づく処分（建設政策課）	12
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	12
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	12
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	13
平成26年度長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局）	13



## 長野県告示第225号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
沖田 浩一	ぼうこう又は直腸	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
上垣内 崇行	腎臓 ぼうこう又は直腸	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
久保田 大輔	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 免疫 肝臓	伊那市中央5047 医療法人康久会 久保田内科クリニック
小林 信光	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
篠原 剛	ぼうこう又は直腸	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
立石 一成	呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
鳥海 智子	視覚	大町市大町仁科町3152 永井眼科医院
福島 和之	肢体不自由	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
森 俊男	視覚	下伊那郡阿南町北條2009-1 長野県立阿南病院
矢ヶ崎 宏紀	腎臓 ぼうこう又は直腸	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

障がい者支援課

## 長野県告示第226号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
久保田 大輔	伊那市中央5047 医療法人 康久会 元気長生きクリニック	伊那市中央5047 医療法人 康久会 久保田内科クリニック
中島 一夫	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	上田市中野29-2 医療法人 共和会 塩田病院
依田 達也	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
岡田 邦彦	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター

古武 昌幸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
降旗 俊一	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
高橋 亜紀子	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
高松 正人	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
黒佐 義郎	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
細谷 まち子	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
山本 一博	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
山本 浩二	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
山本 亮	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
山本 亮平	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
宍戸 康恵	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
篠原 知明	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
秋山 岳	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
小山 恒男	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
植松 大	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
大浦 也明	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
大谷津 恒之	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
池井 肇	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
池添 正哉	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
竹花 卓夫	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター

竹村 隆広	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
長谷川 健	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
津田 泰利	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
渡辺 仁	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
馬渡 栄一郎	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
白鳥 一明	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
比佐 岳史	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
風間 健	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
堀込 実岐	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
木村 光	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
木村 哲郎	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
友利 彰寿	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
両角 延聰	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
曾田 小百合	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
齋藤 太	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	佐久市中込3400-28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター

障がい者支援課

**長野県告示第227号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字贊川字神巻沢1068の18から1068の20まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第228号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

北佐久郡立科町大字藤沢字東別府1358、字北三反田1381の1、字日影歩在家1394、字日影田1405の1から1405の3まで、字西五反田1408の1、1408の5、1408の11、1408の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び立科町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第229号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字赤羽622の1、622の2、903、904のイ、906

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第230号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1597、8961の1598

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第231号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1・大字島内字下田8419の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8422の3、8426の3、8427、字ドロ坂8425の2

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

森林づくり推進課

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

### 長野県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

岡谷市川岸字唐沢5211の5

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

建設政策課

### 長野県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

下高井郡木島平村大字往郷字中山5901のイ、5901のロ、5903のイ

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第234号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成25年4月18日から平成26年3月20日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

### 長野県告示第235号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成25年4月17日から平成26年3月25日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

### 長野県告示第236号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

2 作業期間

平成25年4月2日から平成26年3月24日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

**長野県告示第237号**

軽井沢町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間

平成25年11月1日から平成26年3月27日まで

3 作業地域

北佐久郡軽井沢町

建設政策課

道路管理課

**長野県佐久地方事務所告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月31日付けで佐久広域連合の規約の変更を許可しました。

平成26年4月17日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

市町村課

**長野県諏訪地方事務所告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月31日付けで諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

平成26年4月17日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

市町村課

**長野県北信地方事務所告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月31日付けで北信広域連合の規約の変更を許可しました。

平成26年4月17日

長野県北信地方事務所長 田中功

市町村課

**長野県木曽建設事務所告示第4号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年4月17日

長野県木曽建設事務所長 塩入信一

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 256号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1747番の21地先から木曽郡南木曽町吾妻1747番の23地先まで	旧	21.6～48.3	0.1873
同上	新	21.6～48.3 6.0～9.3	0.1873 0.0464

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年4月17日

長野県安曇野建設事務所長 下里 嶽

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高柏原3634番の8地先から安曇野市穂高柏原4513番の9地先まで	旧	6.5～14.8	0.4975
同上	新	11.1～27.2	0.5220

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 塚原穂高停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高柏原4512番の1地先から安曇野市穂高柏原4356番の1地先まで	旧	4.9～25.0	0.2050
安曇野市穂高柏原4361番の2地先から安曇野市穂高柏原4356番の1地先まで	新	7.4～38.0	0.1330

道路管理課

**長野県木曽建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年5月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年4月17日

長野県木曽建設事務所長 塩入信一

1 路線名 256号

2 供用を開始する区間

木曽郡南木曽町吾妻1747番の21地先から

木曽郡南木曽町吾妻1747番の23地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年4月17日

道路管理課

**長野県公安委員会告示第19号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更の届出がありました。

平成26年4月17日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社真田自動車学校	上田市秋和86番地	一之瀬 祥一	真田自動車学校	上田市秋和86番地	一之瀬 祥一	石田 純壽	平成26年2月25日

東北信運転免許課

**選告示第17号**

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成26年4月17日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
改革ご意見番	山崎寿美	山崎寿美	松本市松原51-8
片桐資博後援会	寺沢義三	安藤充一	下伊那郡松川町生田1261
上條昭太郎俱楽部	上條昭太郎	樋口基代志	東筑摩郡朝日村古見2607
腰原愛正君を応援する会	竹内永浩	内ヶ嶋光博	松本市中央1-2-3
小山よしあき後援会	宮坂高	小山昌敏	東御市本海野120
はせべ清人後援会	堀内義男	龟田修治	駒ヶ根市上穂栄町19-16
原としかず後援会	原敏一	原準	上伊那郡箕輪町中箕輪9239
福沢恵美子後援会	福沢龍二	福沢妙子	上水内郡信濃町穂波900-1
本間陽子後援会	本戸多津子	清水幾子	上田市中丸子837-2
森本美保子後援会	松倉かつみ	森本幸登	飯田市松尾上溝6231-1
山崎美喜子後援会	川手敏江	中沢和夫	東御市滋野736-56
ゆりの会	森本美保子	森本幸登	飯田市松尾上溝6231-1

選挙管理委員会

**長野県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年4月17日

長野県監査委員

吉澤直亮  
田口敏子  
上野紘志  
垣内基良

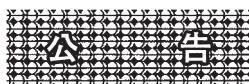
**1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所**

氏名	住所
山中崇	安曇野市豊科光1958番地21
柄澤涼	長野市神楽橋75番地67
井上光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町13-18

**2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間**

平成26年4月10日から平成27年3月31日まで

監査委員事務局

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

**1 申請のあった年月日**

平成26年4月3日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人想創

**3 代表者の氏名**

前田教恵

**4 主たる事務所の所在地**

北安曇郡小谷村大字千国乙12840番地86

**5 定款に記載された目的**

この法人は、全人類に対して、環境保全、バリアフリー、アーティスト発表の場に関する事業を行い、地域活性及び社会貢献に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

**1 申請のあった年月日**

平成26年4月1日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人森林風致計画研究所

**3 代表者の氏名**

伊藤精悟

**4 主たる事務所の所在地**

松本市蟻ヶ崎5丁目2番59号

**5 定款に記載された目的**

この法人は豊かな自然・森林に恵まれた長野県を中心とした森林の利用者、森林育成の従事者、一般の人々に対して、森林環境と人間の意識的交流関係である森林風致に関する研究を行うとともに、その認識の向上に関する啓発活動と森林育成技術の開発を行い、戸外生活環境の快適性、自然環境との交流の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

調理師試験を次のとおり行います。

平成26年4月17日

長野県知事 阿部守一

**1 試験の日時及び場所**

**(1) 日時**

平成26年9月4日（木）午後1時から午後3時まで

**(2) 場所**

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

**2 試験の科目及び方法**

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

**3 受験資格**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

**4 受験手続**

**(1) 提出書類等**

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書

ウ 調理業務從事証明書（所定の用紙を用いてください。）

エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、平成25年度に長野県が実施した調理師試験において、